

水洗便所改造資金助成制度について

(貸付金・補助金)

下水道は、私たちの生活環境を安全で快適なものに改善し、川や海などの汚濁を防止するために重要な役割を果たしています。

処理区域内にお住まいの方で、まだ下水道に接続されていない方については、一日も早い水洗化が実行できますよう下記助成制度を設けてございますので、積極的にご利用いただくことをおすすめします。

	水洗便所改造貸付金	水洗便所改造補助金						
助成額	<p>市が認定した工事費から、水洗便所改造補助金を差し引いた額の80パーセント以内。</p> <p>※低所得者の場合、市が認定した工事費から、水洗便所改造補助金を差し引いた額以内。</p>	<p>下水の処理を開始すべき日から改造等の工事が完了した日までの期間に応じ、便槽1ヶ所につき、</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>2年以内</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>20,000円</td> </tr> </table>	1年以内	30,000円	2年以内	25,000円	3年以内	20,000円
1年以内	30,000円							
2年以内	25,000円							
3年以内	20,000円							
資格要件	<p>市税・下水道受益者負担金を滞納していない方。</p> <p>償還能力のある、確実な連帯保証人がいる方。</p>	<p>市税・下水道受益者負担金を滞納していない方。</p>						
手続き等	<p>申込書・工事関係書類を下水道課へ提出。</p> <p>下水道課から連絡がありしだい、こちらへ来ていただき、現金で支払われます。(なお、申込書には申込人・連帯保証人とも実印を押印してください。)</p>	<p>申込書を下水道課へ提出。(または指定工事店へ提出)</p> <p>検査後約2ヶ月で、指定された口座へ振り込まれます。</p>						
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利率 無利子 ・低所得者世帯の場合 無利子 ・償還期限 36ヶ月(※低所得者世帯の場合は100ヶ月)以内 ・償還方法 こちらでお渡しする納付書により毎月末までに振り込んで下さい。 							

※詳しくは 茂原市役所下水道課 まで 電話(20) - 1549

様式第1号(第3条)

第 号				
茂原市水洗便所改造資金借入申込書 年 月 日 茂原市長 様 申込人 住所 氏名 印 電話 職業 (勤務先)				
水洗便所改造資金を借り受けたいので次のとおり申し込みます。				
施場		家所有者	住所	
工所		屋者	氏名	印
水洗化の規模	大便器	個、小便器	個、兼用便器	個
予定工事費	円	借入金額		円
償還方法	ヶ月の月賦均等償還とする。			
工事施工者 (指定工事店)		予定工事期間	自 年 月 日	至 年 月 日
連帯保証人	住所			
	氏名	印	電話	局 番
	生年月日	年 月 日生		
備考	水洗便所改造資金条例、規則に基づく閲覧調査(住所・公共下水道受益者負担金・市税・所得・資産について)を承認いたします。			
	申込人	印	受 理	年 月 日
保証人	印	年 月 日		

貸付第 号

収入
印紙

水洗便所改造資金借用証書

年 月 日

茂原市長 様

借受人住所

氏名 印

連帯保証人住所

氏名 印

水洗便所改造資金を次のとおり借用しました。

借用金額	金 円
利率	無 利 子
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	年 月 日から 年 月 日まで ヶ月 間元金均等償還とし、償還月の月末までに償還する。
借用条件	裏面記載のとおり

借 用 条 件

1. 借入金は水洗便所改造工事費以外に充当しないこと。
2. 借入金は表記の償還方法により茂原市指定金融機関に納入すること。
3. 償還期限までに償還しなかったときは、茂原市延滞金徴収条例（昭和47年茂原市条例第52号）の例により延滞金を納入すること。
4. 借受人が償還できない場合は、連帯保証人が遅滞なく償還すること。
5. 茂原市水洗便所改造資金助成条例および同施行規則に定める規定を遵守すること。